

平成 28 年第 6 回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案を除く

平成28年第6回教育委員会会議

1 日 時 平成28年3月17日（木） 13時30分～15時00分

2 場 所 S T V北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	長 岡	豊 彦
委 員	山 中	善 夫
委 員	臼 井	博
委 員	池 田	官 司
委 員	阿 部	夕 子
教育次長	大 友	裕 之
生涯学習部長	長谷川	雅 英
庶務係員	石 川	亜 樹
庶務係員	吉 田	望
学校施設担当部長	本 居	文 男
保健給食課長	竹 内	伸 明
給食制度担当係長	居 島	隆 宣
給食係員	浅 川	卓 也
学校教育部長	引 地	秀 美
研修担当課長	紺 野	宏 子
研修担当係長	石 井	貴 司
児童生徒担当部長	松 田	昌 樹
教職員担当部長	檜 田	英 樹
教職員人事担当課長	山 本	真 司
人事係長	大 谷	修 一
人事担当係長	市 川	恵 幸
人事係員	佐 藤	誠
総務課長	竹 村	真 一
庶務係長	井 上	達 雄
書 記	岡 部	歌 織

4 傍聴者 0名

5 議 題

- 議案第1号 札幌市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則案
- 議案第2号 札幌市立学校の学校給食における複数校給食に関する規則の一部を改正する規則案
- 議案第3号 札幌市立学校の指導が不適切な教員の申請について
- 議案第4号 教育委員会職員に対する懲戒処分について

【開 会】

○長岡教育長 これより、平成28年第6回教育委員会会議を開会します。

本日の会議録の署名は、池田官司委員と阿部夕子委員にお願いします。

本日は、池田光司委員から、所用により会議を欠席される旨の連絡がありました。

本日の議案第3号及び第4号は人事に係る事項です。

教育委員会会議規則第14条第1項第2号の規定により公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、議案第3号以降は公開しないこととします。

【議 事】

◎議案第1号 札幌市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則案

○長岡教育長 議案第1号について、事務局から説明をお願いします。

○生涯学習部長 議案第1号「札幌市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則案」について、ご説明します。

本議案は、「行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が平成28年4月1日（金）から施行されることに伴う関係規則の整備です。

初めに、平成28年4月1日（金）から施行される行政不服審査法等についてご説明します。参考資料をご覧ください。

国は、平成26年6月に、不服申立制度の使いやすさの向上や国民の救済手段の充実拡大の観点から、「行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」を制定しました。

この行政不服審査法等の制定により、現行の不服申立制度からの大きな変更点が3つあります。

1点目は、不服申立て手続の審査請求への一元化です。

参考資料の中段にあるとおり、これまで、不服申立制度は、上級行政庁の有無等によって審査請求と異議申立てに分かれていました。行政不服審査法施行後は、資料の下段のとおり、上級行政庁の有無等にかかわらず、審査請求に一元化されることとなります。

2点目は、審査請求期間の延長です。

審査請求をすることができる期間が、現行の処分があったことを知った日の翌日から60日以内から、3カ月以内に延長されます。

3点目は、審理員による審理手続及び第三者機関への諮問手続の導入です。

現行の制度では、審査請求を受けた審査庁が自ら審理手続を行っていましたが、変更後は、処分に関与していない者が審理員として両者の主張を公平に審理し、さらに、裁決を行う際は第三者機関への諮問が義務付けられています。

ただし、教育委員会や監査委員等の行政委員会については、優れた見識を有する委員等で構成される合議体により、公正かつ慎重に判断されるということが制度上担保されているという考えから、この審理員による手続及び第三者機関への諮問は、不要となっています。

以上の不服申立制度の変更によって、本市教育委員会規則のうち、「札幌市教育委員会会議規則」「札幌市教育委員会事務委任等規則」「札幌市教育委員会公文書管理規則」の3つについて、改正が必要になりました。

次に、新旧対照表をご覧ください。

ただいまご説明した審査請求への一元化に伴い、これら3つの規則にある「不服申立て」という文言を「審査請求」に変更しています。

なお、これらの規則は、平成28年4月1日（金）から施行することとします。
以上で説明を終わります。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○長岡教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見はございますか。

○臼井委員 今回の改正案では、審査の申立期間が60日から3カ月と1.5倍になっていますが、従来、異議申立てされるのは大体どのくらいの期間の方が多かったのでしょうか。あるいは、具体的にもう少し期間が長ければという要望等があったのでしょうか。

○庶務係員 より使いやすくするためにということで、国で、60日より長い3カ月に改正したと聞いています。

札幌市教育委員会では、情報公開における審査請求が不服申立ての中では多いと思いますが、60日ぎりぎりになって申立てが提出されることは、現状ではほとんどありません。

○臼井委員 分かりました。

○池田（官）委員 変更後、教育委員会では審理員や第三者機関について、これに当たる機関が既にあるので、新たに設置する必要はないとのご説明だったと思うのですが、少し分かりにくいので、もう少し具体的に説明していただけますか。

○生涯学習部長 処分に対して不服がある場合、現行でも教育委員会の会議において皆さんにご審議いただいているところです。

そのため、今回の新制度が適用になったとしても、従来どおり、教育委員会会議の中で、審査請求に対する採決を行うということになります。

○庶務係員 教育委員会では、処分の不服について教育委員会会議で委員の皆さんにお諮りをしていますが、市長部局等では、こういった会議がなかったので、新たに第三者機関に諮問する必要が出てきます。

教育委員会については、これからも引き続き教育委員会会議に諮ることになります。

○池田（官）委員 分かりました。

○長岡教育長 教育委員会にはこういった場があって、いろいろな方のご意見を聞けるということで、不要です。

市長部局ではそういうところがないので必要ということです。

ほかにありますか。

（「なし」と発言する者あり）

○長岡教育長 それでは、議案第1号については、提案どおり決定するという
ことよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○長岡教育長 それでは、議案第1号は提案どおり決定します。

◎議案第2号 札幌市立学校の学校給食における複数校給食に関する規則の一部を改正する規則案

○長岡教育長 議案第2号について、事務局から説明をお願いします。

○保健給食課長 議案第2号「札幌市立学校の学校給食における複数校給食に関する規則の一部を改正する規則案」についてご説明します。

本案は、平成28年度の学校給食の実施に当たり、同規則の別表で定める複数校給食の組合せの一部改正について、ご審議をお願いするものです。

資料「平成28年度 複数校給食方式に係る実施形態の変更内容」をご覧ください。

まず、1の札幌市の給食実施形態について、札幌市の学校給食は、自校分のみを調理する単独調理校方式と、自校分に加え、近隣の調理施設を持たない被供給校をも併せて調理する複数校給食方式の2つの形態で実施しています。

次に、2の平成28年度の変更内容について、大きく分けて4点について、順にご説明します。

1点目は、学校改築に伴う変更です。変更（ア）のとおり、月寒東小学校は、平成28年7月に改築工事の竣工が予定されており、年度途中での調理開始となりますので、平成28年度の2学期からはいわゆる単独調理校として、平成29年度からは供給校、いわゆる親学校とすることを考えているところです。

2点目は、衛生管理上課題のある学校の被供給校化等に伴う変更です。

老朽化、施設面積等の問題から、衛生管理面で課題のある調理施設を持つ学校については、計画的に被供給校とすることを考えており、平成28年度は、変更（イ）のとおり、衛生管理上の課題がある新琴似北小学校について、単独調理校から屯田小学校の被供給校へと変更するものです。

また、変更（ウ）は、白楊小学校への供給校を、和光小学校から、衛生管理面で優れている北九条小学校に変更するものです。

3点目は、運搬距離の短縮化等に伴う変更です。

変更（エ）と（オ）のとおり、運搬距離の短縮化と同一区内の組合せとするため、供給校と被供給校の組合せを変更するものです。

最後に、4点目の廃校に伴う変更です。

豊滝小学校は廃校となりますので、同校を定山溪小学校の被供給校から削除するものです。

参考資料として、地図を添付しています。

本議案に関する説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○長岡教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見はございますか。

○**臼井委員** 2番目の衛生管理上課題のある学校の被供給校化等に伴う変更のところで、言葉の意味が分からないところがあったので、教えていただけますか。変更（イ）の「新琴似北小学校は検収室がなく」とあるのですが、検収室というのはどのような部屋なのでしょう。

○**保健給食課長** 検収室はいわゆる食材を受け入れるところです。

新琴似北小学校は、給食室ができてから45年ほど経過しています。現在、食材を受け入れる、あるいは、食材を洗う、調理する場所については、部屋を分けています。汚染される区域と、されない区域に分けて調理業務を行うということが国から示されています。検収室がないと、汚染区域と非汚染区域の明確な区分が困難です。

○**臼井委員** 築45年で検収室がないということですが、市内に検収室がない学校はほかにもまだあるのでしょうか。

○**保健給食課長** 基本的には、運用上、検収室とか分けしながら設けているのが実態です。こういう状況のところはほかにもあります。

○**臼井委員** 分かりました。

○**長岡教育長** ほかにありますか。

単独だった学校で、親学校になる学校がありますね。これは、施設的に子学校が大きいところもあるのですが、大丈夫ですか。

○**保健給食課長** 施設的に問題はありません。また、近隣の状況等を勘案しながら単独校から親学校に変更するように段階的にしています。

○**長岡教育長** ほかによろしいでしょうか。なければ議案第2号は提案どおり決定するというのでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○**長岡教育長** それでは、議案第2号は、提案どおり決定します。

議案第3号からは公開しないこととしますので、傍聴の方がいらっしゃいましたら、退席をお願いいたします。

[傍聴者は退室]

以下 非公開